

境港市障がい児者プラン策定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画で構成する境港市障がい児者プラン（以下「プラン」という。）の策定及び改定並びにプランの推進について協議するため、境港市障がい児者プラン策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。

- (1) プランの策定及び改定に関すること
- (2) プランの進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) プランの推進にかかる各種検討及び提言等に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プランの策定及び改定並びにプランの推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉関係団体の役員
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者福祉に関し、学識経験のある者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。